

○八戸市情報公開条例

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 行政文書の開示等

第1節 行政文書の開示（第5条―第16条）

第2節 審査請求（第17条―第17条の10）

第3節 雑則（第18条―第21条）

第3章 補則（第22条―第25条）

附則

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、行政文書の開示を請求する権利を明らかにすること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市民に行政活動を説明する市の責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、自動車運送事業管理者、病院事業管理者、議会の議長及び財産区をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会の事務局の職員。以下この号において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会）が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（一部改正〔平成19年条例56号・令和5年7号〕）

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を

解釈し、及び運用しなければならない。この場合において、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求する者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示等

第1節 行政文書の開示

（行政文書の開示請求）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会）の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（一部改正〔令和5年条例7号〕）

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（一部改正〔平成17年条例175号〕）

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該

情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会）の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは市以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(一部改正〔平成14年条例33号・17年175号・19年43号・令和5年4号・7号〕)

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(一部改正〔令和5年条例7号〕)

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（一部改正〔令和5年条例7号〕）

（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった際、直ちに、開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示する場合にあっては、口頭で告知すれば足りる。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る行政文書の一部を開示する旨の決定をしたとき又は前項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたときは、その理由並びに当該行政文書の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲をこれらの規定による通知に係る書面に記載しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相

当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第4項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

7 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行政文書を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(1) 第4項に規定する期間内に開示決定等がなされない場合（当該期間内に第5項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。） 開示請求に係る行政文書

(2) 第4項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された開示決定等の期限までに当該開示決定等がなされないとき。 開示請求に係る行政文書

(3) 第4項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合 次に掲げる行政文書

ア 前項前段に規定する開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をするべき期間内に当該開示決定等がなされない場合にあっては、開示請求に係る行政文書

イ 前項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの行政文書に係る開示決定等がなされない場合にあっては、当該残りの行政文書

（事案の移送）

第12条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（追加〔平成17年条例175号〕）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第13条 開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第17条の2及び第17条の7において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第17条の2において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（一部改正〔平成17年条例175号・28年8号・令和5年7号〕）

（開示の実施）

第14条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、開示請求に係る行政文書を直接閲覧又は視聴に供することにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る行政文書の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、当該行政文書に代えて、当該行政文書を複写した物を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより、行うことができる。

2 行政文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては、これらの写し又はこれらを複写した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が開示決定の通知の際に指定する日時及び場所において行う。

- 3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

(費用負担)

第15条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

- 2 開示請求をして電磁的記録の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

(法令等による開示の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第14条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定による開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第14条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

第2節 審査請求

(追加〔平成28年条例8号〕)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

(全部改正〔平成28年条例8号〕)

(審査請求があった場合の手続)

第17条の2 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、八戸市行政不服審査会（八戸市行政不服審査条例（平成28年八戸市条例第7号）第4条の八戸市行政不服審査会をいう。以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示すること

とする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 諮問実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

4 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（追加〔平成28年条例8号〕）

（審査会の職務）

第17条の3 審査会は、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項のほか、実施機関の諮問に応じ、審査請求に関する事項及び情報公開制度の運営に関する重要事項について調査審議する。

2 前項に規定するもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度の運営に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（審査会の調査権限）

第17条の4 審査会は、審査請求に関する事項について調査審議を行うために必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る行政文書の提示を求めることができる。

この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、

審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（意見の陳述等）

第17条の5 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めるものとする。

- 2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

- 3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（委員による調査手続）

第17条の6 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第17条の4第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（提出資料等の写しの送付）

第17条の7 審査会は、第17条の4第3項若しくは第4項又は第17条の5第3項の規定により審査請求人等から資料又は意見書の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合を除き、審査請求人等（当該資料又は意見書を提出した者を除く。）に対し、当該資料又は意見書の写しを送付しなければならない。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（調査審議手続の非公開）

第17条の8 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（追加〔平成28年条例8号〕）

（答申書の送付等）

第17条の9 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(追加〔平成28年条例8号〕)

(審査会への委任)

第17条の10 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議に関し必要な事項は、審査会の会長が審査会に諮って定める。

(追加〔平成28年条例8号〕)

第3節 雑則

(一部改正〔平成28年条例8号〕)

(行政文書の管理)

第18条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関して必要な事項についての定めを設けるものとする。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第19条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、行政文書の目録を一般の閲覧に供すること等により、当該実施機関（議会の議長が実施機関である場合にあっては、議会）が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(一部改正〔平成17年条例175号・令和5年7号〕)

(開示状況の公表)

第20条 市長は、毎年度、この条例による行政文書の開示の状況を公表しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

(適用除外)

第21条 この章の規定は、図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている行政文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、適用しない。

(一部改正〔平成17年条例175号〕)

第3章 補則

(情報公開の総合的推進)

第22条 市は、この条例の目的にかんがみ、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報活動、市が出資する法人等の事業、委託事業及び補助金等の交付に係る事業の実施状況に関する資料の収集及び整備その他の行政資料の提供等の情報提供施策の充実を図

ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（一部改正〔平成17年条例175号〕）

（市が出資する法人の情報公開）

第23条 市が出資する法人のうち、市長が定める法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（一部改正〔平成17年条例175号〕）

（指定管理者の情報公開）

第24条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報のうち当該指定管理者が管理を行う公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）に係るものの開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（追加〔平成17年条例124号〕、一部改正〔平成17年条例175号〕）

（委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

（一部改正〔平成17年条例124号・175号〕）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

（一部改正〔平成17年条例4号〕）

（八戸市情報公開条例の廃止）

2 八戸市情報公開条例（平成8年八戸市条例第29号）は、廃止する。

（一部改正〔平成17年条例4号〕）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現になされている前項の規定による廃止前の八戸市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定による公文書の開示の請求及び旧条例第14条第1項に規定する不服申立ては、それぞれ第6条の規定によってなされた行政文書の開示の請求及び第16条第1項に規定する不服申立てとみなす。

（一部改正〔平成17年条例4号〕）

4 前項に規定するもののほか、この条例の施行の日前にした旧条例の規定による処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（南郷村の編入に伴う経過措置）

- 5 南郷村情報公開条例（平成15年南郷村条例第1号。以下「旧南郷村条例」という。）第2条第2号に規定する公文書は、行政文書とみなして、この条例の規定を適用する。

（追加〔平成17年条例4号〕）

- 6 南郷村の編入の日前に旧南郷村条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（追加〔平成17年条例4号〕）

附 則（平成14年9月26日条例第33号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 改正後の八戸市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示請求（改正後の八戸市情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月18日条例第4号）

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年6月24日条例第124号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第175号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成19年9月27日条例第43号）抄

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成19年9月規則第56号で、同19年10月1日から施行）

附 則（平成19年12月27日条例第56号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（八戸市情報公開条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 5 前2項の規定による改正前の八戸市情報公開条例又は八戸市個人情報保護条例の規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもののうち病院事業に係るものは、これらの規定による改正後の八戸市情報公開条例又は八戸市個人情報保護条例の相当規定により病院事業管理者が行った処分その他の行為又は病院事業管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月22日条例第8号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月9日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第7号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八戸市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示請求（八戸市情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前になされた開示請求については、なお従前の例による。